○農林水産省告示第六百四十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十三年一月十三日に消滅したものとみなされる。

平成二十三年三月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第20191号
2　登録年月日　平成23年1月13日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　USTUNI8902
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　Plant21, L.L.C　32149, Aqueduct Road, Bonsall, California 92003, USA

1　登録番号　第20195号
2　登録年月日　平成23年1月13日
3　農林水産植物の種類
Solenostemon Thonn.
4　登録品種の名称　COL－06－076C
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　TERRA NOVA NURSERIES INC 10051 S MACKSBRUG RD CANBY, OR 97013 USA

○農林水産省告示第六百四十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十三年一月二十五日に消滅したものとみなされる。

平成二十三年三月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第20218号
2　登録年月日　平成23年1月25日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunsurfcopavio
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　サントリーフラワーズ株式会社　東京都千代田区平河町2丁目13番12号

1　登録番号　第20221号
2　登録年月日　平成23年1月25日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　AK102
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　赤井信隆　宮崎県宮崎市大字瓜生野4542－4

○林野庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり公示し、平成二十三年四月一日から施行する。

なお、平成十三年三月十六日林野庁告示第三号（林野庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定めた件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月二十二日

林野庁長官　皆川　芳嗣

東京都千代田区霞が関一丁目二番一号　農林水産省大臣官房文書課内情報公開窓口（本館一階）

○水産庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。

なお、平成十三年三月十六日水産庁告示第二号（水産庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定めた件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月二十二日

水産庁長官　佐藤　正典

東京都千代田区霞が関一丁目二番一号　農林水産省大臣官房文書課内情報公開窓口（本館一階）

○経済産業省告示第四十三号

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十三年度に係る支給率を次のように定める。

平成二十三年三月二十二日

経済産業大臣　海江田万里

小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十三年度に係る支給率は、〇とする。

○経済産業省告示第四十四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置を次のように行うこととしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十二日

経済産業大臣　海江田万里

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置

（対象者）

第一条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の中欄に掲げる者とする。

（延長後の満了日）

第二条　前条の措置による延長後の満了日は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の下欄に掲げる日とする。

別表

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二十九条第一項の認定により付与された特定権利利益	平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都内の市町村を除く。以下同じ。）の区域に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三条第一項の登録又は同条第三項の更新の登録により付与された特定権利利益		
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第四条第一項第一号の講習の修了又は同項第三号の認定により付与された特定権利利益		